官報

（号外）
発行　内閣府（国立印刷局）
（原稿作成）

目次

〔条　約〕

○万国郵便連合憲章の第十二追加議定書（九）　二三
○万国郵便連合一般規則の第四追加議定書（一〇）　二三
○万国郵便連合一般規則の第五追加議定書（一一）　二四
○万国郵便条約の第一追加議定書（一一一）　二七
○万国郵便条約の第二追加議定書（一一二）　三五

〔その他告示〕

○日本国による万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の受諾並びに万国郵便連合一般規則の第四追加議定書及び万国郵便条約の第一追加議定書への加入等に関する件（外務一一一〇）

本号で公布された法令のあらまし

◇万国郵便連合憲章の第十二追加議定書（条約第九号）（外務省）

この万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）の追加議定書は、より実情に沿った用語での万国郵便連合の組織運営を可能にするため、憲章を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

「限定連合」の語を「地域連合」に変更する。（憲章の第十二追加議定書第一条により改正される憲章第九条関係）

◇万国郵便連合一般規則の第四追加議定書（条約第十号）（外務省）

この万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）の追加議定書は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営等に関する事項について所要の変更を加えるため、一般規則を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　諮問委員会の構成、権限等を改正し、自律的な活動の範囲を拡大する。（一般規則の第四追加議定書第七条から第十四条までにより改正される一般規則第百二十条～第百二十六条、第百三十三条関係）

2　連合の経費についての規定を改正する。（一般規則の第四追加議定書第十五条により改正される一般規則第百四十六条関係）

◇万国郵便連合一般規則の第五追加議定書（条約第十一号）（外務省）

この万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）の追加議定書は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営等に関する事項について所要の変更を加えるため、一般規則を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　開発途上国又は後発開発途上国が管理理事会の議長国である場合の手当についての規定を追加する。（一般規則の第五追加議定書第四条により改正される一般規則第百十条関係）

2　郵便業務理事会の議長国の選出についての規定を追加する。（一般規則の第五追加議定書第六条により改正される一般規則第百十二条関係）

3　後発開発途上国が郵便業務理事会の議長国である場合の手当についての規定を追加する。（一般規則の第五追加議定書第七条により改正される一般規則第百十六条関係）

4　国際事務局長及び国際事務局次長の選挙の立候補期限を早め、候補者に対する聴聞についての規定を追加する。（一般規則の第五追加議定書第十一条により改正される一般規則第百二十七条関係）

5　連合の経費についての規定を改正する。（一般規則の第五追加議定書第十六条により改正される一般規則第百四十六条関係）

6　加盟国が支払う分担金の額の調整手続を明確化する。（一般規則の第五追加議定書第十八条により改正される一般規則第百五十一条関係）

◇万国郵便条約の第一追加議定書（条約第十二号）（外務省）

この万国郵便条約（以下「条約」という。）の追加議定書は、国際郵便業務に関する事項について所要の変更を加えるため、条約を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　基礎業務として位置付けられていたM郵袋に係る業務を追加の業務とする。（条約の第一追加議定書第一条により改正される条約第十七条関係）

2　書留郵便業務の義務的な業務の対象を変更する。（条約の第一追加議定書第二条により改正される条約第十八条関係）

3　特定の追跡業務を義務的な業務とする。（条約の第一追加議定書第二条により改正される条約第十八条関係）

4　受取通知の対象を書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に限定する。（条約の第一追加議定書第二条により改正される条約第十八条関係）

◇万国郵便条約の第二追加議定書（条約第十三号）（外務省）

この万国郵便条約（以下「条約」という。）の追加議定書は、国際郵便業務に関する事項について所要の変更を加えるため、条約を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　巨大郵便物(E)を廃止し、盲人用郵便物を除く書類のみを包有する通常郵便物の最大重量を二キログラムから一キログラムに変更する。（条約の第二追加議定書第七条により改正される条約第十七条関係）

2　「料金・課金別納郵便物の配達業務」を「関税込持込渡し業務」に変更する。（条約の第二追加議定書第八条により改正される条約第十八条関係）

3　追加の業務に小包郵便物に係る配達についての証明業務を追加する。（条約の第二追加議定書第八条により改正される条約第十八条関係）

4　物品を包有する通常郵便物に係る書留郵便業務及び保険付郵便業務が廃止されたことに伴い、通常郵便物に入れてはならない貴重品のうち書留郵便物又は保険付郵便物として発送することができるものを書類に相当するものに限定する。（条約の第二追加議定書第九条により改正される条約第十九条関係）

5　通常郵便物の到着料について現行の適用料率の改定等を行う。（条約の第二追加議定書第十五条及び第十六条により改正される条約第二十九条、第三十条関係）

6　小包郵便物の割当料金について、小形包装物(E)と同様の自己申告料率の制度を導入し、また、割当料金の上限及び下限に関する規定を変更する。（条約の第二追加議定書第十九条により改正される条約第三十三条関係）